

重要事項説明書（放課後等デイサービス、児童発達支援）

この「重要事項説明書」は、利用者のサービス選択のために、社会福祉法第76条及び「大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第104号）」第13条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 放課後等デイサービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社クローバーホーム
代表者氏名	代表取締役 高山 寛
本社所在地 （連絡先）	大阪市天王寺区筆ヶ崎町2番18号 TEL06-6770-6000 FAX06-6770-6688
法人設立年月日	平成15年9月1日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスにここ庵
サービスの 主たる対象者	(1) 障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者（発達障害児を含む））
事業所番号	児童発達支援 2755820442号（平成28年1月1日指定） 放課後等デイサービス 2755820442（平成28年1月1日指定）
管理者	安部 昌孝
児童発達支援 管理責任者	高山 愛子
事業所所在地	大阪市平野区平野南2-1-7
連絡先 相談担当者名	TEL & FAX06-6707-6000 安部 昌孝
事業所の通常の 事業実施地域	大阪市平野区、生野区、東住吉区、住吉区、天王寺区、阿倍野区
事業所が行なう 他のサービス	指定通所介護・介護予防通所介護 共生型生活介護
利用定員	10名
開設年月日	平成28年1月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	<p>有限会社ローバーホーム（以下「事業者」という。）が設置するデイサービスにここにこ庵（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービス（以下「指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。</p>
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 2 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。 3 前三項のほか、法及び「大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 25 年大阪市条例第 19 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日
営業時間	午前 9 時から午後 6 時まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日 火曜日 水曜日、木曜日 金曜日 土曜日
サービス提供時間	午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	鉄骨造 陸屋根
敷地面積	100, 8 m ²
延床面積	87.75 m ²

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備	考
-------	-----	---	---

指導訓練室	1室	レクリエーション、運動活動等。
トイレ	1室	洗面台付、洋式トイレ
台所	1室	食事の準備や軽食などを調理

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
職 種	職 務 内 容
児童発達支援 管理責任者	<p>(ア) 適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。</p> <p>(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する共生型放課後等デイサービス等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて通所給付決定保護者及び、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、共生型放課後等デイサービス等の目標及びその達成時期、共生型放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画の原案を作成すること。</p> <p>(ウ) 児童発達支援計画、個別支援計画の原案の内容を通所給付決定保護者及び利用者に対して説明し、文章により利用者の同意を得た上で、作成した児童発達支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。</p> <p>(エ) 児童発達支援計画、個別支援計画作成後、児童発達支援計画、個別支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直し（モニタリング）を行い、必要に応じて児童発達支援計画、個別支援計画を変更すること。</p> <p>(オ) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における共生型障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(カ) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>(キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>
児 童 指 導 員	児童発達支援計画、個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切に指導等を行う。

(2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				地域密着型通所 介護、生活介護 管理者を兼務
児童発達支援 管理責任者	1		1				生活相談員、サ ービス管理責任 者を兼務
児童指導員	4		3		1		介護職員、生活 支援員を兼務
指導員	1		1				介護職員、生活 支援員を兼務

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援 計画の作成	通所給付決定保護者及び障がい児の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した放課後等デイサービス計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を行います。
集団生活適応訓練	会話、手話、点字、パソコン操作等を行います。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行います。
更生相談	医療、福祉、生活の相談等を行います。
介護方法の指導	家族等に対する介護技術指導等を行います。
健康指導	障がい児の健康チェック、健康相談を行います。
介護サービス	更衣、排泄等の身体介助を行います。
送迎サービス	希望により、事業所の所有する車両により、障がい児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行います。
給食サービス	希望により、障がい児の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。

(2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

	共生型放課後等デイサービス		共生型児童発達支援
	学校登校日	学校の休日	
利用料	4, 712円	5, 556円	7, 474円
利用者負担額	471円	555円	747円

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 放課後等デイサービス費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払いを希望する)場合は、放課後等デイサービス費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に放課後等デイサービス費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
福祉専門職員配置等加算 I	164円	16円	支援員のうち、有資格者が一定割合以上場合、利用1日につき加算されます。
福祉・介護職員処遇改善加算 3 ※	所定単位数の 12.1/100	左記の1割	一月につき

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
利用者負担上限額管理加算	1,644円	164円	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
欠席時対応加算	1,030円	103円	障がい児が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月4回まで加算されます。
送迎加算	591円	59円	事業所が障がい児に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。

6 その他の費用について

内容	料金
創作活動	(1) 創作活動に係る材料費 1回につき実費 ※前項の費用の額に係るサービ

	<p>スの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明する。費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。</p>
<p>送迎サービスの提供に係る費用 (通常の事業の実施地域以外の地域の場合)</p>	<p>事業所から5キロメートル以上 10キロメートル未満 1回(片道)につき 500円</p>
<p>その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが 適当と認められるものの実費</p>	<p>実費相当額</p>
<p>キャンセル料(障がい児の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません)</p>	<p>24時間前まで(または前日17:00まで)のご連絡の場合 キャンセル料は不要です。</p>
	<p>24時間前まで(または前日17:00まで)にご連絡がない場合 1日あたりの利用料の50%を請求いたします。</p>

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

<p>利用者負担額その他の費用の支払い方法について</p>	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日過ぎ頃に利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、<u>利用月の翌月末日までに</u>、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(1) 現金支払い お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、児童通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
-------------------------------	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※ お支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけない場合には、契約を解除させていただいたうえで、未払い分をお支払いいただきます。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 放課後等デイサービス計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向に配慮しながら「放課後等デイサービス計画」を作成します。作成した「放課後等デイサービス計画」については、案の段階で通所給付決定保護者及び障がい児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(3) 児童発達支援計画の変更等

「児童発達支援計画」は、障がい児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	安部昌孝
-------------	------

② 苦情解決体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

①障がい児又はその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、障がい児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た障がい児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者に業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、障がい児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児又はその家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、障がい児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、障がい児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

11 緊急時の対応方法について

① サービス提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め

指定する連絡先にも連絡します。

- ② 上記以外の緊急時において、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 06-6711-5537 桃 クリニック

12 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	桃 クリニック		
医院長名	後藤 克子		
所在地	大阪市生野区勝山北 1-18-14		
電話番号	06-6711-5537		
診療科	内科、整形外科、精神科	入院設備	なし

13 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	大阪市平野区役所
	担当部・課名	保健福祉課(地域福祉グループ)
	電話番号	06-4302-9857
大阪府	担当部・課名	福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ
	電話番号	06-6944-6026

保険加入	<p>本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。</p> <p>損害保険会社名 株式会社 損害保険ジャパン</p> <p>損害保険の種類 介護事業者向け賠償責任保険「ウォームハート」</p> <p>損害保険の内容 対人、対物</p>
------	---

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める消防計画に則り、避難訓練を年2回実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 有 ・消火器 有 ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 ・室内防火栓 有

	・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消 防 計 画	消防署への届出日： 令和元年10月3日 防災管理者： 高山寛
保 険 加 入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名 株式会社 損害保険ジャパン 保険名 介護事業者向け賠償責任保険 ウォームハート 保障の概要 対人 対物

15 苦情解決の体制及び手順

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ①苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
- ②相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を決定する。
- ③対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。）

【事業者の窓口】	所在地 大阪市平野区平野南2-1-7 電話/ファックス 06-6770-6000/06-6770-6688 受付時間 午前8時から午後7時まで
平野区役所 保健福祉課	所在地 大阪市平野区背戸口3-8-19 受付日 月曜日から金曜日。9時から17時半 電話番号 06-4302-9986
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所在地 大阪府中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター1階 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後4時

16 心身の状況の把握

指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとしてします。

17 連絡調整に対する協力

放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は障がい児相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定通所支援事業者等との連携

指定放課後等デイサービスの提供に当り、大阪府、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携

に努めます。

19 サービス提供の記録

- ① 指定放課後等デイサービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。
- ② 指定放課後等デイサービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、障がい者又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

20 指定放課後等デイサービス内容の見積もりについて

契約に際して、サービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

21 第三者評価の実施状況

未実施

22 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	児童がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、自己の責任において管理していただきます。自己管理のできない場合は貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動 営利活動	児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の児童及びその保護者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

23 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

24 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第104号)」第13条の規定に基づき、通所給付決定保護者に説明を行いました。

事	所在地	大阪市天王寺区筆ヶ崎町2番18号
---	-----	------------------

業 者	法 人 名	有限会社クローバーホーム
	代 表 者 名	代表取締役 高山 寛 印
	事 業 所 名	デイサービス にこにこ庵
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用申込者 (通所給付 決定保護者)	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	
利用者（児童）氏名		

代 理 人	住 所	
	氏 名	印